

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P 6 <共通対策計画> 第1章 第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置</p>	<p>第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置 4 指定地方行政機関 指定行政機関（府、省、委員会及び庁）の地方支分部局その他、国の地方機関で、内閣総理大臣が指定するもの。 （1）中国四国農政局 （2）中国地方整備局 （3）鳥取地方気象台 （4）第八管区海上保安本部（境海上保安部） （5）中国財務局（鳥取財務事務所） （6）中国四国厚生局 （7）鳥取労働局 （8）近畿中国森林管理局 （9）中国経済産業局 （10）中国四国産業保安監督所（部） （11）中国運輸局（鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎） （12）大阪航空局（美保空港事務所） （13）中国管区警察局 （14）中国総合通信局 （15）中国四国地方環境事務所（米子自然環境事務所） （16）中国四国防衛局 （17）陸上自衛隊（第8普通科連隊） <u>（18）国土地理院中国地方測量部</u> <u>ア 地理空間情報の活用</u> <u>イ 防災関連情報の活用</u> <u>ウ 地理情報システムの活用</u> <u>エ 復旧測量等の実施</u></p>	<p>第7節 関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱及び市民・事業所の取るべき措置 4 指定地方行政機関 指定行政機関（府、省、委員会及び庁）の地方支分部局その他、国の地方機関で、内閣総理大臣が指定するもの。 （1）中国四国農政局 （2）中国地方整備局 （3）鳥取地方気象台 （4）第八管区海上保安本部（境海上保安部） （5）中国財務局（鳥取財務事務所） （6）中国四国厚生局 （7）鳥取労働局 （8）近畿中国森林管理局 （9）中国経済産業局 （10）中国四国産業保安監督所（部） （11）中国運輸局（鳥取運輸支局、鳥取運輸支局境庁舎） （12）大阪航空局（美保空港事務所） （13）中国管区警察局 （14）中国総合通信局 （15）中国四国地方環境事務所（米子自然環境事務所） （16）中国四国防衛局 （17）陸上自衛隊（第8普通科連隊） <u>（新設）</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P 8 8 <共通対策計画> 第3章 第6節 通信情報計画</p>	<p>5 指定公共機関 <u>(17) 株式会社中海テレビ放送</u> ア 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 イ 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民 への提供 ウ その他災害に関するの広報活動 <u>(18) 日本海ケーブルネットワーク株式会社</u> ア 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 イ 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民 への提供 ウ その他災害に関するの広報活動 <u>(19) 株式会社鳥取テレトピア</u> ア 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 イ 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民 への提供 ウ その他災害に関するの広報活動 <u>(20) 鳥取中央有線放送株式会社</u> ア 有線テレビジョンによる災害時の情報提供 イ 有線テレビジョンによる気象予警報等、災害に関する情報の住民 への提供 ウ その他災害に関するの広報活動</p> <p>第3章 第6節 通信情報計画 1 気象警報等の種類等 気象観測や各種解析をすることによってなされる予報及び警報は、気象 庁が気象業務法の規定により行い、報道機関の協力を得て公衆に周知させ</p>	<p>5 指定公共機関 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u></p> <p>第3章 第6節 通信情報計画 1 気象警報等の種類等 気象観測や各種解析をすることによってなされる予報及び警報は、気 象庁が気象業務法の規定により行い、報道機関の協力を得て公衆に周知</p>

項 目	修 正 案	修 正 前																																																								
	<p>るとともに関係機関に通知する。</p> <p>鳥取県地域における気象等の予報及び警報については、鳥取地方気象台が発表する。</p> <p>(1) 気象警報等の種類</p> <p>特別警報・警報・注意報は、台風や低気圧等に伴う暴風・大雨等によって被害が想定されるときに、早めに警戒や注意を促し、災害の予防・軽減を図ることを目的として発表する。</p> <p>○鳥取県の特別警報・警報・注意報の基準</p> <p>【注意報】</p> <table border="1" data-bbox="383 571 1263 1102"> <thead> <tr> <th>注意報名</th> <th colspan="3">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風</td> <td colspan="3">強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="3">大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面雨量指数基準</td> <td colspan="2">土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>10</td> <td colspan="2">95</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td colspan="3">洪水によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>流域雨量指数基準</td> <td>複合基準</td> <td>指定河川洪水予報による基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加茂川流域=2.8 佐陀川流域=11.7 精進川流域=5.8 旧加茂川流域=2.9</td> <td>法勝寺川流域=(5,7.4) 新加茂川流域=(8,2.2)</td> <td>日野川〔溝口・車尾〕 法勝寺川〔福市〕</td> </tr> </tbody> </table>	注意報名	発 表 基 準			強 風	強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。			大 雨	大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。				表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準			10	95		洪 水	洪水によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。				流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準		加茂川流域=2.8 佐陀川流域=11.7 精進川流域=5.8 旧加茂川流域=2.9	法勝寺川流域=(5,7.4) 新加茂川流域=(8,2.2)	日野川〔溝口・車尾〕 法勝寺川〔福市〕	<p>させるとともに関係機関に通知する。</p> <p>鳥取県地域における気象等の予報及び警報については、鳥取地方気象台が発表する。</p> <p>(1) 気象警報等の種類</p> <p>特別警報・警報・注意報は、台風や低気圧等に伴う暴風・大雨等によって被害が想定されるときに、早めに警戒や注意を促し、災害の予防・軽減を図ることを目的として発表する。</p> <p>○鳥取県の特別警報・警報・注意報の基準</p> <p>【注意報】</p> <table border="1" data-bbox="1308 558 2175 1137"> <thead> <tr> <th>注意報名</th> <th colspan="2">発 表 基 準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>強 風</td> <td colspan="2">強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。</td> </tr> <tr> <td>大 雨</td> <td colspan="2">大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のいずれか以上と予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 時 間</td> <td>土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30mm</td> <td>95</td> </tr> <tr> <td>洪 水</td> <td colspan="2">洪水によって被害が予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1 時 間</td> <td>流域雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>30mm</td> <td>佐陀川： 7 米 川： 8</td> </tr> </tbody> </table>	注意報名	発 表 基 準		強 風	強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。		大 雨	大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のいずれか以上と予想される場合。			1 時 間	土壌雨量指数		30mm	95	洪 水	洪水によって被害が予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。			1 時 間	流域雨量指数基準		30mm	佐陀川： 7 米 川： 8
注意報名	発 表 基 準																																																									
強 風	強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。																																																									
大 雨	大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。																																																									
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																								
	10	95																																																								
洪 水	洪水によって被害が予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。																																																									
	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																							
	加茂川流域=2.8 佐陀川流域=11.7 精進川流域=5.8 旧加茂川流域=2.9	法勝寺川流域=(5,7.4) 新加茂川流域=(8,2.2)	日野川〔溝口・車尾〕 法勝寺川〔福市〕																																																							
注意報名	発 表 基 準																																																									
強 風	強風によって被害が予想される場合。具体的には、平均風速が陸上で 12m/s 以上、海上で 15m/s 以上と予想される場合。																																																									
大 雨	大雨によって被害が予想される場合。具体的には、次のいずれか以上と予想される場合。																																																									
	1 時 間	土壌雨量指数																																																								
	30mm	95																																																								
洪 水	洪水によって被害が予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。																																																									
	1 時 間	流域雨量指数基準																																																								
	30mm	佐陀川： 7 米 川： 8																																																								

項 目	修 正 案	修 正 前																																			
	<p>【警報】</p> <table border="1" data-bbox="383 204 1263 427"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大 雨</td> <td colspan="2">大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表面雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">112</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="383 459 1263 692"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">洪 水</td> <td colspan="3">洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">流域雨量指数基準</td> <td style="text-align: center;">複合基準</td> <td style="text-align: center;">指定河川洪水予報による基準</td> </tr> <tr> <td></td> <td>加茂川流域=3.6 佐陀川流域=14.7 精進川流域=8.3 旧加茂川流域=4.2</td> <td>法勝寺川流域=(8,14.4) 新加茂川流域=(12,3.2)</td> <td>日野川〔溝口・車尾〕 法勝寺川〔福市〕</td> </tr> </table>	大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。		表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準		16	112	洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。			流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準		加茂川流域=3.6 佐陀川流域=14.7 精進川流域=8.3 旧加茂川流域=4.2	法勝寺川流域=(8,14.4) 新加茂川流域=(12,3.2)	日野川〔溝口・車尾〕 法勝寺川〔福市〕	<p>【警報】</p> <table border="1" data-bbox="1308 204 2170 405"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">大 雨</td> <td colspan="2">大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 時 間</td> <td style="text-align: center;">土壌雨量指数</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">50 mm</td> <td style="text-align: center;">112mm</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1308 421 2170 692"> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">洪 水</td> <td colspan="2">洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 時 間</td> <td style="text-align: center;">流域雨量指数</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">50mm</td> <td>佐陀川： 10 米川： 15</td> </tr> </table>	大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。		1 時 間	土壌雨量指数		50 mm	112mm	洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。		1 時 間	流域雨量指数		50mm	佐陀川： 10 米川： 15
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。																																				
	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																			
	16	112																																			
洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、次のとおりと予想される場合。																																				
	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準																																		
	加茂川流域=3.6 佐陀川流域=14.7 精進川流域=8.3 旧加茂川流域=4.2	法勝寺川流域=(8,14.4) 新加茂川流域=(12,3.2)	日野川〔溝口・車尾〕 法勝寺川〔福市〕																																		
大 雨	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。																																				
	1 時 間	土壌雨量指数																																			
	50 mm	112mm																																			
洪 水	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には、雨量が次のいずれか以上と予想される場合。																																				
	1 時 間	流域雨量指数																																			
	50mm	佐陀川： 10 米川： 15																																			
	<p>< 参考 ></p> <p>土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の格子（メッシュ）ごとに算出する。</p> <p>※表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するため、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを数値化したもの。</p> <p>※流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるか把握するための指標。河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したもの。</p> <p>※複合基準とは、河川の水量が増しているところに強い雨が降ると水害が発生しやすくなるため、表面雨量指数と流域雨量指数を組み合わせた基準。</p>	<p>< 参考 ></p> <p>※土壌雨量指数：土壌雨量指数とは、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の格子（メッシュ）ごとに算出する。</p> <p>（新設）</p> <p>※流域雨量指数：流域雨量指数とは、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。</p>																																			

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P 1 1 7 <共通対策計画> 第3章 第8節 避難受入れ計画</p>	<p><u>※「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味している。</u></p> <p>第8節 避難受入れ計画</p> <p><u>(4) 支え愛避難所への避難と必要な支援の実施</u></p> <p><u>鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例では、地域住民が自主的に避難し運営することを前提に、日頃から地域で管理している最寄りの公民館や集会所等を活用した自主避難所を「支え愛避難所」として、避難所の一形態として位置付けている。</u></p> <p><u>市は、支え愛避難所の開設を確認した場合、その安全性等を確認するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとし、県は市に対し必要な支援を行うものとする。</u></p>	<p>第8節 避難受入れ計画</p> <p><u>(新設)</u></p>
<p>P 1 1 8 <共通対策計画> 第3章 第8節 避難受入れ計画</p>	<p>5 避難勧告等の判断基準、対象地域、伝達手段</p> <p>(1) 避難勧告等の <u>発出基準</u></p> <p>本市における災害の避難勧告等の発出基準は、別表のとおりである。</p>	<p>5 避難勧告等の判断基準、対象地域、伝達手段</p> <p>(1) 避難勧告等の <u>発令基準</u></p> <p>本市における災害の避難勧告等の発出基準は、別表のとおりである。</p>

項目	修正案				修正前													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="383 161 427 209">区分</th> <th data-bbox="427 161 674 209">避難準備（高齢者等避難開始）</th> <th data-bbox="674 161 972 209">避難勧告</th> <th data-bbox="972 161 1263 209">避難指示（緊急）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="383 209 427 480">水害</td> <td data-bbox="427 209 674 480"> 1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。 </td> <td data-bbox="674 209 972 480"> 1 洪水予報河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。 </td> <td data-bbox="972 209 1263 480"> 1 洪水予報河川で、氾濫危険水位に達したとき。 2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	避難準備（高齢者等避難開始）	避難勧告	避難指示（緊急）	水害	1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。	1 洪水予報河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1 洪水予報河川で、氾濫危険水位に達したとき。 2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1308 161 1352 209">区分</th> <th data-bbox="1352 161 1592 209">避難準備（避難行動要支援者避難）</th> <th data-bbox="1592 161 1890 209">避難勧告</th> <th data-bbox="1890 161 2181 209">避難指示（緊急）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1308 209 1352 480">水害</td> <td data-bbox="1352 209 1592 480"> 1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。 </td> <td data-bbox="1592 209 1890 480"> 1 洪水予報河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊につながるような漏水等を発見したとき。 </td> <td data-bbox="1890 209 2181 480"> 1 洪水予報河川で、氾濫危険水位に達したとき。 2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	避難準備（避難行動要支援者避難）	避難勧告	避難指示（緊急）	水害	1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。	1 洪水予報河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1 洪水予報河川で、氾濫危険水位に達したとき。 2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。
区分	避難準備（高齢者等避難開始）	避難勧告	避難指示（緊急）															
水害	1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。	1 洪水予報河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 3 堤防の決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1 洪水予報河川で、氾濫危険水位に達したとき。 2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。															
区分	避難準備（避難行動要支援者避難）	避難勧告	避難指示（緊急）															
水害	1 洪水予報河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 2 水位周知河川で、氾濫注意水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤色）が表示されたとき。	1 洪水予報河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき又は、洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（薄い紫色）が表示されたとき。 2 水位周知河川で、避難判断水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊につながるような漏水等を発見したとき。	1 洪水予報河川で、氾濫危険水位に達したとき。 2 水位周知河川で、氾濫危険水位を超えなお水位の上昇のおそれがあるとき。 3 堤防が決壊し、又は堤防の決壊につながるような大量の漏水や亀裂等を発見したとき。															
<p>P 1 2 9 <共通対策計画> 第3章 第8節 避難受入れ計画</p>	<p>本市における水害（河川の氾濫）の避難勧告等の対象地域は、国、県が作成した河川ごとの浸水想定区域図の浸水想定50cm以上の区域を有する地域とする。河川ごとの避難勧告等の判断基準となる水位観測所の水位、避難勧告等の対象地域は、下表「河川ごとの避難勧告等判断基準水位・対象地域等一覧表」のとおりである。なお、中海、旧加茂川における避難勧告等の発出の際には、過去のデータを勘案して判断するものとする。</p> <p>1.3 避難勧告の解除の考え方</p> <p><u>（1）水害の場合</u></p> <p><u>河川の水位が、氾濫危険水位を下回り、水位の低下が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、解除を判断する。また、堤防決壊による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫の恐れがなくなった段階を基本として、解除を判断する。</u></p> <p><u>（2）土砂災害の場合</u></p> <p><u>土砂災害警戒情報が解除された段階を基本とするが、土砂災害は降雨が終わった後であっても発生する恐れがあるため、気象情報をもとに今</u></p>	<p>本市における水害（河川の氾濫）の避難勧告等の対象地域は国、県が作成した河川ごとの浸水想定区域図の浸水想定50cm以上の区域を有する地域とする。河川ごとの避難勧告等の判断基準となる水位観測所の水位、避難勧告等の対象地域は、下表「河川ごとの避難勧告等判断基準水位・対象地域等一覧表」のとおりある。なお、中海、旧加茂川における避難勧告等の発令の際には、過去のデータを勘案して判断するものとする。</p> <p>1.3 避難勧告・指示の解除</p> <p><u>災害による避難勧告、指示のあった後、当該地域の危険な状態が完全に終了したと判断したときに、避難の勧告、指示等を行った者がその解除を行うものとする。解除の伝達方法については避難勧告、指示等に準じて行う。</u></p>																

項 目	修 正 案	修 正 前
<p>P 2 6 1 <津波災害対策計画> 第1章 第1節 基本方針</p>	<p><u>後まとまった降雨が見込まれないことを確認するとともに、現地の状況を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断するものとする。</u></p> <p><u>(3) 津波の場合</u> <u>当該地域が避難指示（緊急）の発出基準としている大津波警報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除を判断する。</u></p> <p><u>(4) その他の災害の場合</u> <u>当該地域の危険な状態が終了し、人的被害の出る危険性が非常に低いと判断される段階を基本として、解除を判断する。</u></p> <p>第1章 第1節 基本方針</p> <p>この計画は、県、市、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から市民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。</p> <p>県においては、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成17年3月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討が行われた。</p> <p>検討委員会は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」が、平成23年12月27日に施行されたことにより、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、今回検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととされた。</p> <p><u>その後、津波防災地域づくり法の施行を踏まえた「鳥取県地震防災調査研究委員会」（以下「研究委員会」という。）を設置し、国が公表した新たな断層モデル及び研究委員会が設定した県独自モデルによる津波浸水想定区域の設定や被害想定を実施し、平成30年3月にその結果を公表された。</u></p> <p><u>市は、研究委員会の検討結果を踏まえて、関係機関、県民等と協力するとともに、</u></p>	<p>第1章 第1節 基本方針</p> <p>この計画は、県、市、防災関係機関等が津波対策を計画的に推進することにより、津波災害から市民の生命・身体、財産を守ることを目的とする。</p> <p>県においては、東日本大震災の甚大な津波被害を踏まえて、平成23年7月に「鳥取県津波対策検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置し、「鳥取県地震防災調査研究報告（平成17年3月報告）」で公表した津波被害想定を見直し、新たな断層モデルによる津波浸水予測図や被害想定等を作成した上で、津波対策等の検討が行われた。</p> <p>検討委員会は、「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」が、平成23年12月27日に施行されたことにより、法律に基づく津波浸水想定を改めて設定するまでの間は、今回検討委員会で公表した津波浸水予測図を「暫定の浸水予測図」として位置づけ、避難等のソフト対策に先行的に取り組むこととされた。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>県、市、防災関係機関等は、検討委員会の検討結果を踏まえて、関係機関、県民</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
	<p><u>地震調査研究推進本部と連携</u>して津波対策を計画的に推進することとする。</p> <p>< <u>研究委員会 津波想定部会</u>の検討結果及び<u>公表内容</u>></p> <p>1 <u>津波想定部会</u>で検討を行った下記<u>5モデル</u>に基づく<u>津波浸水想定区域を設定した</u>。今後は、避難対策等のソフト対策に取り組む。</p> <p>① <u>日本海東縁部 F17 (Mw7.78)、F24 (Mw7.86)、F28 (Mw7.67) (国公表モデル) 佐渡島北方沖断層 (Mw8.16) (県独自モデル)</u></p> <p>② <u>鳥取沖 F55 (Mw7.48) (国公表モデル)</u></p> <p>2 想定した<u>5つの断層ごとにシミュレーションを実施し、津波浸水想定</u>の結果を重ね合わせた「<u>想定最大の津波浸水想定区域</u>」をもとに避難対策を行うことを基本とする。<u>ただし、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と近地地震</u>の特性を十分考慮する必要がある。</p> <p>3 今後、予定されている市町村の避難対策の事業を進めるに<u>あたって市は、必要に応じて県等からの技術的支援のみならず、学識経験者等のアドバイスを受けながら実施することが望ましい。</u></p> <p>4 今回公表した<u>津波浸水想定区域図</u>を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に<u>使用できることとしている。</u></p>	<p>等と協力して津波対策を計画的に推進することとする。</p> <p>< <u>検討委員会</u>の検討結果></p> <p>1 <u>本委員会</u>で検討を行った下記<u>3波源</u>に基づく<u>予測図を、避難を中心とした対策を行うための「暫定的な予測」として公表した</u>。避難対策等のソフト対策に取り組む。</p> <p>①<u>鳥取沖東部断層 (Mw7.3) ②鳥取沖西部断層 (Mw7.05) ③佐渡島北方沖断層 (Mw8.16)</u></p> <p>※<u>津波防災地域づくりに関する法律 (平成23年12月27日施行 法律第123号) の制定により、改めて県が津波浸水想定を設定するまでの間 (数年間を要するものと推測) も、委員会の浸水予測を「暫定的な予測」と位置づけ、避難対策等のソフト対策に取り組むことにより住民の安心・安全の推進を図ることとしたもの。</u></p> <p>2 想定した<u>3つの断層ごとに条件 (堤防機能等) を設定しシミュレーションを行った</u>。<u>津波浸水予測図</u>の結果を重ね合わせた「<u>想定最大の津波浸水予測図</u>」をもとに避難対策を行うことを基本とするが、複合災害などの対策にあたっては、遠地地震と<u>近傍地震</u>の特性を十分考慮する必要がある。</p> <p>3 今後、予定されている市町村の避難対策の事業を進めるに<u>あたっては、必要に応じて、学識経験者等のアドバイスを受けながら行うことが望ましい。</u></p> <p>4 今回公表した<u>津波浸水予測図</u>を含め、県が保有するデータは市町村へ提供し自由に<u>使用できることとする。</u></p>

項 目	修 正 案	修 正 前
P 2 7 9 < 雪害対策計画 > 第3節 道路交通網の確保	<p>5 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、<u>津波浸水想定区域</u>等の見直しを適宜検討することとする。</p> <p>第3節 道路交通網の確保</p> <p>除雪作業の開始は、除雪路線の積雪が <u>1 5 cm（緊急、重要路線は1 0 cm）以上</u> になったとき又は、<u>道路整備課</u>からの指示があったときとする。</p>	<p>5 今後、断層モデルの見直し等、新たな科学的知見が確立された場合は、<u>津波浸水想定シミュレーション</u>等の見直しを適宜検討することとする。</p> <p>第3節 道路交通網の確保</p> <p>除雪作業の開始は、除雪路線の積雪が <u>1 5 cm以上</u> になったとき又は、<u>維持管理課</u>からの指示があったときとする。</p>